

公示書

「熊本森林管理署庁舎内 1 階飲料自動販売機」に係る企画競争に関する公示

下記のとおり公示に付する。

記

1. 公示に付する事項

- (1) 件名 熊本森林管理署庁舎内 1 階自動販売機の営業
- (2) 募集者数 飲料自動販売機 1 社(者)

2. 目的

熊本森林管理署の職場における生活の向上を図り、職員の利便性向上を考慮することにより福利厚生を増進することを目的とする。

3. 基本概念

- (1) 職員のニーズへの対応
- (2) 熊本森林管理署が行う各種施策への協力

4. 応募者の資格

- (1) 良質な商品を提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 自動販売機の企画・運営のノウハウを持つ運営会社(者)であること。
- (3) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 暴力団又は暴力団その他暴力的集団の構成員ではないこと。また、法人の場合は、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものでないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす 恐れのある団体に属するものでないこと。
- (7) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

5. 公募要綱を交付する場所及び日時

- (1) 場所 〒861-1331

熊本県菊池市隈府 907

熊本森林管理署 総務グループ

(電話：0968-25-2101)

(2)日時

令和8年2月9日から令和8年2月25日の9時00分から17時00分までとする。(ただし、行政機関の休日を除く。)

6.応募手続き等

(1)応募の申し込み

企画競争に参加する者は、令和8年2月25日(水)16時00分までに次の申込先に来庁又は電話により申込をして下さい。

[申込先及び問い合わせ先]

上記5(1)と同じ

[申込受付時間]

平日 9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

(2)提出書類

「公募要綱」記載による。

7.企画提案等の無効

本公示に示した企画競争に参加する者に必要のない者の企画提案書等は無効とする。

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、九州森林管理局のホームページ(<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>)をご覧ください。

令和8年2月6日

熊本森林管理署長 中川 勝博